

# こうち労政情報

飛躍への挑戦!  
高知県産業振興計画

2017年  
11月号

## 土佐の匠 平成29年度「土佐の匠」認定について

県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しています。

平成29年度に「土佐の匠」の認定を受けられたのは、次の方です。



濱田 洋直さん

### 【和紙製造】濱田 洋直さん (いの町)

氏の手すき和紙、土佐典具帖紙はルーブル美術館等の文化財修復で高い評価を受けている。また和紙を使った新素材による製品開発など多方面の活躍をSNS等で発信し、土佐和紙の振興等に貢献、今後の活躍も期待される。



濱田さん 作業風景



濱田さん 作品



## 働き方を見直し ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう

やっぱり、  
家族っていいね。

家族の日 平成29年11月19日(日)

家族の週間 平成29年11月12日(日)～25日(土)

内閣府では、子供を家族が育み、家庭を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めてもらうために、平成19年度から11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として理解促進を図っています。

### 事業主の皆様へ

- ★子育てしやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ★定時退社の推進など時間外労働の削減に努めましょう。

### いつも帰りが遅いあなたへ

この機会に働き方を見直して  
「家族団らんの時間」を持ちませんか？

この機会に率先して取り組みましょう！



高知県少子化対策  
県民運動推進マスコット「るんだ」

# 「高知県ワークライフバランス推進企業」 新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成29年10月に認証した新規認証企業をご紹介します。

【認証番号】会社名等	取組内容
<b>【210】</b> <b>医療法人 防治会</b> 高知市薊野北町 2-10-53	◆子を保育所等に預けた場合、3歳に達するまでの間、16,000円又は8,000円の保育手当を支給 ◆妻の出産時に3日間の特別休暇(有給)を取得できる。

**お問合せ先**

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

**STOP!**  
**過労死**

**過労死等とその防止への理解を深めましょう**

☆詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止  検索

**【過労死等防止のための取組】**

- 長時間労働の削減
- 過重労働による健康障害の防止
- 働き方の見直し
- 相談体制の整備
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 職場のパワーハラスメントの予防・解決 等

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

開催日 : 12月2日(土)  
 場所 : 高新文化ホール (高知新聞放送会館 東館7階)  
 開催時間 : 13:30~16:00 (受付開始13:00)  
 定員 : 80名 **参加費無料**  
 申込 : 下記ホームページをご覧ください、申し込みをお願い致します。  
 ホームページ : <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

講演: 過労死等の救済の現状と防止のための今後の課題 ~なぜ、過労死等は生じるのか~  
**松丸 正氏** (過労死弁護団全国連絡会議代表幹事)

講演: 職場のメンタルヘルス対策 ~健康で元気に働き続けるために~  
**櫻澤 博文氏** (合同会社パラゴン代表社員、医学博士・社会健康医学博士)

主催: 厚生労働省 後援: 高知県  
 協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

お問い合わせ 株式会社プロセスユニーク TEL: 052-934-7202 Email: [karoushiboushisympo@p-unique.co.jp](mailto:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp)

## 労務改善 Q&A

<No.36>

**Q** 事後に法定休日の振替をした場合の休日労働に対する割増賃金の支払について  
 急な受注があり、36協定に基づいて法定休日に出勤してもらいました。事後に休日の振替をすれば、休日労働に対する割増賃金を支払わなくてもよいでしょうか。

**A** 事後の振替や代休の場合は、休日労働に対する割増賃金を支払う必要があります。  
 事後に休日の振替をしたり、代休を与えたりしても、休日に出勤させたことには変わりありませんので、その休日が法定休日(労働基準法における毎週1日又は4週間を通じて4日以上与えることとされている休日)であれば、その日の労働に対しては、休日労働として割増賃金を支払う必要があります。  
 一方、事前に休日の振替をした場合は、本来の休日は労働日となりますので、出勤させても休日労働としての割増賃金を支払う必要はありません。この場合、休日の振替は、労働契約上で特定されている休日を他の日に変更することになりますので、就業規則等における根拠規定が必要であり、規定がなければ労働者の個別の同意が必要となります。  
 なお、事前の振替の場合でも、別の週に休日を振り替えることで、労働日となった本来の休日が属する週の労働時間が法定労働時間(原則、週40時間)を超えることになれば、その超えた時間分は時間外労働となり、割増賃金を支払う必要がありますので、注意が必要です。  
 休日出勤が必要となった場合に備えて、休日の事前振替制度がなければ、就業規則の整備を検討されてはいかがでしょうか。

**高知県労働委員会** 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F  
**☎088-821-4645** **お気軽にご相談ください!**

